

福岡高速6号線（アイランドシティ線）事業用地跡地事業提案 公募要綱等に関する質疑及び回答

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答
1	公募要綱	6	III	6			<p>応募の方法</p> <p>「一つの提案に限り応募することができる」とありますが、区画①、②、③を提案する際は、各々の提案、一体の提案、またはどちらか選べる形になりますでしょうか。</p> <p>一体の提案になる場合、「事業計画書は合計で5枚程度」とありますが、枚数が増えることによって評価に影響はございますでしょうか。一体の場合は枚数も増えることが予想されますため質問します。</p>	<p>1 事業者に対して1つの提案に限り応募できますので、区画①、②、③のすべての土地の利用を想定した提案を行う場合は一体の提案で応募していただくこととなります。なお、提案内容は区画毎に取りまとめていただいてもかまいません。</p> <p>事業計画書の枚数が増えることでの評価への影響はございません。できる限り簡潔にまとめていただき、枚数を抑えていただきますようご協力お願いします。</p> <p>また、様式3において、一部区画でも分譲を希望するもしくは協議することを選択された場合は、その区画での事業計画を参考資料として提出することも可能です。</p>	
2	公募要綱	8 16	IV VIII	3 4	(3) (1)	⑥	<p>土地の引渡し時期 土地の引渡し及び権利の登記等</p> <p>「土地引渡しは、土地売買代金を完納したとき」8頁(3)⑥、「土地売買代金の納入は、令和5年5月末日までの間で市が指定する日までに納入する」16頁2(2)、「土地は土地売買代金を完納したとき、事業者に引渡す」16頁4.(1)とありますが、2月の事業者決定後、土地売買代金の完納を前提として、最短での土地引渡しの時期を教えてください。</p>	<p>土地の引渡しについては、事業者による開発事業計画の提出後に市の承認を受け、土地売買代金を完納した後となります。</p> <p>開発事業計画の承認、土地売買代金の完納が確認でき次第、可能な限りすみやかに土地をお引渡し致します。</p>	
3	公募要綱	10	V	2			<p>事業計画書</p> <p>「正本には応募者名をつけ、副本は事業予定者を特定できる表記、事業者を類推できるものも表示しないでください」とありますが、業種・業態の表示は可能でしょうか。</p>	<p>建物の概要書や配置図等に業種・業態を標記することは問題ございません。ただし、事業者を類推できる店舗名やブランド名、ロゴ等は使用しないでください。</p> <p>標記の例：「診療所」「飲食店」「ドラッグストア」など</p>	
4	公募要綱	20～ 28					<p>地積測量図</p> <p>CADファイル形式での地積測量図の有無</p>	<p>地積測量図について、CADファイルのデータはございません。</p>	
5	-						<p>その他</p> <p>参考になる地盤データの有無</p>	<p>地盤データについては、周辺で行われた地質調査のデータを市HPで閲覧できます。</p> <p>https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/Portal (行政情報マップ→土木・基準点→住所等で検索し、ボーリングデータを表示)</p>	

No.	資料名	頁	項目			タイトル	質問	回答
6	公募要綱	3～ 4	II	(2)		概要（公共施設）	上下水道管路図の有無	<p>接面道路の管路図閲覧については、下記の窓口にお問い合わせください。</p> <p>上水道：福岡市水道サービス公社給水審査課(092-791-3280)</p> <p>下水道：福岡市道路下水道局下水道管理課(092-711-4534) ※下水道台帳に関してはWebでの閲覧も可能です。https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/hozen/hp/02/ledger.html</p>
7	公募要綱	3～ 4	II	(2)		概要（公共施設）	水道加入金及び受益者負担金の有無	<p>水道加入金及び受益者負担金については、条件等ございますので、下記の窓口にお問い合わせください。</p> <p>水道加入金：福岡市水道サービス公社給水審査課(092-791-3280)</p> <p>受益者負担金：福岡市道路下水道局下水道料金課(092-711-4507)</p>
8	公募要綱	3～ 4	II	(2)		概要（接道状況）	都市高速柱脚付近及び歩道の所有者（対象地①の前面歩道部）	対象地①の前面歩道部については、福岡市道であり、植樹帯を含めて市の所有です。
9	-					その他	本件での乗入協議及び開発申請の窓口	<p>下記の窓口にお問い合わせください。</p> <p>乗入口設置の協議：福岡市東区役所維持管理課(092-645-1056)</p> <p>開発申請の窓口：福岡市住宅都市局開発・建築調整課(092-711-4587)</p>
10	公募要綱	5	III	3		応募者の参加資格	応募者資格について、親会社が応募し購入、資本関係がある子会社その他法人への賃貸について問題ないか。	購入された事業者が開発事業計画の用途に供することを前提に、テナント等で子会社やその他法人への賃貸を行うことは可能です。
11	事業予定者 選定要領	3	2	(2)		提案内容の評価	評価方法について、加点項目の配点60は、土地価格となることでよろしいでしょうか。	加点項目の配点60点については、提案区画数に応じた点数が最大10点、希望価格に応じた点数が最大50点となっております。